

奈良工業高等専門学校教育研究支援室設置規程

平成21年2月27日制定

令和5年3月28日改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教育研究支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、本校の教育・研究活動等に対し、支援室に所属する職員が職務遂行に必要な技能並びに資質の向上を図り、本校における教育・研究活動等の業務支援並びに広報活動や地域貢献等を組織的かつ効果的に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 支援室に、教育研究支援室長（以下「室長」という。）を置き、副校長をもって充てる。

2 支援室に、室長を補佐する職として副室長を置き、技術長をもって充てる。副室長は室長からの命を受けて技術長としての業務を遂行するとともに支援室運営の補佐を行う。室長に不測の事態があった場合、支援室運営にかかる業務を代行する。

3 支援室に、副室長の命を受けて室長を補佐する職として次の各号に掲げる室長補佐を置き、技術専門員又は技術専門職員のうちから室長が指名する。

一 室長補佐（渉外担当）

二 室長補佐（総務担当）

4 室長補佐（渉外担当）は、第4条に掲げる業務に関する一般教科及び専門各学科並びに各部門（委員会・センター）、各課・係からの具体的な支援依頼を取りまとめ、教育研究支援室運営委員会に置いて審議するための連絡調整に当たる。

5 室長補佐（総務担当）は、教育研究支援室運営委員会に係る事務を担当するとともに、第7項に掲げる各領域からの意見集約や連絡調整に当たる。

6 室長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の室長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

7 支援室に、次の各号に掲げる技術領域を置き、技術スキルの共有並びに相互支援体制の強化を図る。

一 ものづくり領域

二 機械・電気・電子制御領域

三 ネットワーク・情報領域

四 機器分析・化学領域

8 各領域内での業務を統括するために領域長を置き、技術専門職員をもって充てる。なお、技術専門職員がいない場合はその限りではない。

9 領域長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の領域長の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の実験・実習等の技術支援並びに安全管理に関すること
- 二 卒業研究・特別研究等に関する技術支援並びに安全管理に関すること
- 三 教育研究に必要なシステム・教材の開発等の技術支援に関すること
- 四 教育支援センターの業務のうち副センター長（情報システム担当）及び副センター長（共同利用施設担当）が担当する業務の技術支援並びに安全管理に関すること
 - ・学生の教育研究に関する情報システムの管理等に関すること
 - ・ものづくり実験実習棟内の共同利用施設・設備の管理に関すること
 - ・F A Bスペースの設備の管理に関すること
 - ・情報処理演習室の施設・設備の管理に関すること
- 五 情報セキュリティ管理・推進に関する技術的支援に関すること
- 六 学校行事等の支援に関すること
- 七 各種コンテストや学生の課外活動の技術的支援に関すること
- 八 教職員・産学官連携・地域貢献等における共同研究並びに技術支援等に関すること
- 九 技術向上のための研修並びに研究開発，改善，継承や保存に関すること
- 十 所掌に係る諸統計報告に関すること
- 十一 その他，教育・研究支援に関すること

(雑則)

第5条 この規程で定めるもののほか，支援室の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和2年5月14日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和5年4月1日から施行する。